

## 議案第 67 号

### 和解について

下記のとおり和解することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求める。

### 記

- 1 相手方 住所 (略)  
氏名 (略)

### 2 事件の概要

市は、旧市立柏原幼稚園（以下「幼稚園」という。）建設のため、昭和 51 年 8 月 31 日に相手方の夫から狭山市柏原字南本宿 117 番 5 の土地（以下「敷地」という。）を売買により取得し、昭和 52 年 4 月に幼稚園を開園した。その後、平成 27 年 3 月に幼稚園を閉園し、平成 29 年 7 月に幼稚園建物の解体工事のため敷地の境界を確認したところ、相手方による敷地の一部（以下「本件土地」という。）の占有事実が判明した。

### 3 和解の内容

- (1) 相手方は、市に対し、本件土地について市が所有権を有することを認める。
- (2) 相手方は、和解成立後、速やかに本件土地の上に存する工作物を収去する。
- (3) 市は、相手方に対して、和解成立日以前の本件土地の占有に係る駐車場使用料収入の利得分について、これを請求しないこととする。
- (4) 市と相手方は、その余の債権債務のないことを確認する。

平成29年11月29日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

市所有の土地の一部が個人に占有されていることに関し、和解したいので、この案を提出するものである。